

新型コロナウイルス感染症対策

深谷市 小規模事業者緊急支援金

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた**市内の小規模事業者**に対して、事業継続や雇用の維持のための支援金を給付します。



給付額

1事業者につき**10万円**
事業所等の土地や建物の賃貸借契約者は**5万円**上乗せ

対象者

市内で事業を営んでいる小規模事業者

※対象者となる小規模事業者については裏面をご参照ください

給付要件

- (1) 令和2年2月以降の月間売上高が前年同月に比して減少していること
(業歴が短く前年と比較できない場合は裏面計算方法をご参照ください)
 - (2) 市内に本社または事業所を有する法人、市内に住所または事業所を有する個人事業者(小規模事業者)であること
 - (3) 直近の年分の確定申告をしていること
- 上記に加え、**家賃支援**を受ける場合には
- (4) 事業実施のために土地または建物の賃料を負担していること

申請書類
入手方法

市ホームページからダウンロードしてください。
※ダウンロードが困難な方は、市役所本庁舎総合案内、商工振興課、
深谷商工会議所、ふかや市商工会、市内各公民館でも配布します。

申請方法

- 郵送申請 郵送先:商工振興課宛て(下記お問い合わせ先をご参照ください)
 - 電子申請 下記QRコードを読み込むまたは検索してください
- ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためご協力をお願いします。

申請期間

令和2年**5月20日(水)**～令和2年**8月31日(月)**(当日消印有効)

お問い
合わせ先

深谷市役所 産業振興部 商工振興課(深谷市役所岡部庁舎)

住所:〒369-0292 深谷市岡2381-1

電話:**048-577-3409**

深谷市 小規模事業者支援

検索



※7月27日(月)以降は、本庁舎(代表048-571-1211)での受付となります。



必要書類

共 通

- 申請書兼請求書
- 振込先口座の通帳の写し(個人事業者は申請者名義、法人は法人名義)
(名義人、口座番号のある表紙と見開き1ページ目)
- 直近の年度の確定申告書の写し(1枚目のみ)



(家賃支援を受ける場合)

土地または建物の賃貸借契約者

- 不動産賃貸借契約書の写し(所在地、金額、契約者がわかる箇所の写し)

【注意】● 今回の申請に係る申請書記載の売上高が減少したことを証明する帳簿等の写し等は**5年間**(2025年度まで)保管してください。
● 虚偽の申請が判明した場合は返還請求をすることもあります。



対象となる小規模事業者とは

以下の要件を全て満たすものです。

- 市内に本社または事業所を有する法人、市内に住所または事業所を有する個人事業者
- 本店(本社)含む全事業所の従業員合計**20人以下**(申請日時点、パート・アルバイト従業員除く)の事業者等

※NPO法人も含まれます。

なお、以下の事業者は対象外となります。

農林漁業、協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く)、一般社団・財団法人
公益社団・財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人
その他、本事業の目的・趣旨から対象でないと本市が判断する者 等



業歴が1年未満の小規模事業者の売上高計算方法

起業されて1年未満小規模事業者の方は、最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月の平均売上高を比較してください。

※支援金は課税対象となります。

※その他、詳細事項については、深谷市ホームページにてご確認ください。